

## GMOコインサービスの重要事項説明書

お客様は、GMOコインサービスを利用する上で、本説明書のほか、当社の約款、取引ルール等（GMOコインサービス基本約款のほか、個別のサービスに関して定める約款、説明書、取引ルール等を含みます。）に拘束されますので、あらかじめよくお読みいただき、ご理解、ご同意の上で取引を行ってください。なお、個別のサービスに関する約款等において、本説明書の記載と異なる内容が定められている場合は、当該個別のサービスについては、当該個別のサービスに関する約款等に従うものとします。

GMOコインサービスにおける取引は、取引対象である仮想通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。また、レバレッジ取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

### 1. 仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との相違

当社が取り扱う仮想通貨は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。

当社が取り扱う仮想通貨は、特定の者によりその価値を保証されているわけではありません。

### 2. 当社の概要

商号：GMOコイン株式会社

住所：東京都渋谷区桜丘町20番1号

事業内容：仮想通貨交換業

仮想通貨交換業者の登録番号：関東財務局長 第00006号

### 3. GMOコインサービスのご利用に伴うリスク

当社が取り扱う仮想通貨は、特定の者によりその価値を保証されていないため、相場の変動によってその価値が減少し、損失が生ずるおそれがあります。

仮想通貨は、電子機器その他の物に電子的方法により記録される財産的価値で

あり、電子情報処理組織を用いて移転するものです。したがって、サイバー攻撃により仮想通貨が消失し、又はその価値が減少するおそれがあります。過去には、ハッキングにより外国の取引所から約12万BTCのビットコインが流出した事例があります。また、システム障害等により、お客様が意図した取引が成立しないリスクがあります。

市場における注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、お客様が意図した取引が成立しないリスクがあります。

ビットコイン等のブロックチェーン技術を利用した仮想通貨は、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引の確定までに時間を要することがあり、また、取引が遡って無効になるリスクがあります。

ハードフォーク（仮想通貨の仕様変更のうち、前後で互換性がないものをいいます。）により仮想通貨が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合には、大幅に価値が下落し、又は取引が遡って無効になるリスクがあります。

悪意ある者が全てのマイナー（仮想通貨の取引を認証する者をいいます。）の計算能力の51%以上を有した場合には、不正な取引が意図的に配信されるリスクがあります。

システムメンテナンス等の実施中は、お客様からの注文を受け付けられない場合があります。

当社は、お客様から預かった法定通貨及び仮想通貨を、当社の固有財産と区分し、分別管理していますが、お客様が優先弁済権を有しているわけではありません。したがって、当社が破綻等した場合には、お客様から預かった法定通貨及び仮想通貨の全部又は一部が、お客様に返還されない可能性があります。

将来的な法制度や税制又は政策の変更等により、仮想通貨の取引の制限又は税の適用関係の変更等がなされ、現状の各種取扱いが変更となるリスクがあります。

#### 4. 分別管理の方法

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）は、お客様の財産を保護するため、お客様が預託した金銭・仮想通貨と当社自らの財産との分別管理を当社に義務付けています。

そこで、当社は、お客様の金銭をあおぞら銀行の口座（お客様の金銭であることがその名義により明らかな口座）に預金する方法により自己の金銭と分別して

管理しています。

また、当社は、自らお客様の仮想通貨を管理していますが、お客様の仮想通貨と自己の固有財産である仮想通貨とを明確に区分し、かつ、お客様の仮想通貨については、どのお客様の仮想通貨であるかが直ちに判別できる状態で管理する方法により、お客様の仮想通貨を自己の仮想通貨と分別して管理しています。

#### 5. お客様からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

当社は、次の窓口において、お客様の苦情又は相談を受け付けています。

GMOコイン株式会社「お客様相談窓口」

所在地：東京都渋谷区桜丘町20番1号

連絡先：050-3205-0808

なお、当社は、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、お客様相談窓口を運用する業務部を設置し、適宜、業務部が他部署と連携することができる体制を整備するとともに、社内規則として「苦情処理規程」を整備しています。

また、当社に関する苦情等は、以下の窓口にお申し出頂くこともできます。

一般社団法人 日本仮想通貨交換業協会「苦情相談・お問い合わせ」

所在地：東京都千代田区一番町18番地

連絡先：03-3222-1061

東京弁護士会「東京弁護士会紛争解決センター」

所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

連絡先：03-3581-0031

第一東京弁護士会「第一東京弁護士会仲裁センター」

所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

連絡先：03-3595-8588

第二東京弁護士会「第二東京弁護士会仲裁センター」

所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

連絡先：03-3581-2249

## 6. 解約時の取扱い

口座の解約をご希望されるお客様は、当社のお客様相談窓口にお問い合わせください。解約手数料はかかりません。

## 7. 本サービスに関する金銭及び仮想通貨の預託の方法

本サービスに関しお客様が当社に預託する金銭は、当社が指定する金融機関の口座にお振り込みください。本サービスに関しお客様が当社に預託する仮想通貨は、当社が指定するアドレスに送付してください。

## 8. 本サービスに関する金銭及び仮想通貨の状況を確認する方法

本サービスに関する金銭及び仮想通貨の状況は、当社ウェブサイト又はお客様ごとの取引画面においてご確認ください。

## 9. セキュリティに関する事項

当社は、セキュリティを確保するため、お客様にパスワードを発行するほか、2段階認証を導入しています。パスワードは、お客様において、適宜ご変更のうえ、厳重に管理してください。

## 10. 差金決済取引

当社が行う店頭仮想通貨証拠金取引は、資金決済法の対象外ですが、当社は、自主ルールとして、当該取引に関しても、資金決済法で求められる措置に準じた措置を講じております。

### 11. 手数料

手数料の詳細は、約款等をご確認ください。

### 12. クーリング・オフ

本サービスの性格上、お客様は、注文執行後において契約を解除（クーリング・オフ）することはできません。

### 13. 租税の概要

お客様が仮想通貨を売買された場合、税制が適用され、仮想通貨売却益に対す

る課税が発生します。そのため、雑所得として申告分離課税の対象となりますため、確定申告をする必要があります。詳しくは税理士等の専門家にお問合せください。

#### 1 4. 外為法の適用について

「外国為替及び外国貿易法」(外為法)の規定に基づき、日本と外国、または、日本居住者と非居住者との間で、仮想通貨を日本円に換算して3000万円相当額を超える支払いまたは支払いの受領をした場合には、財務大臣への報告が必要となります。報告義務を怠ったり、虚偽の報告をした場合は、刑事罰を受ける可能性もあるので、ご注意ください。

#### 1 5. 加入している認定資金決済事業者協会

一般社団法人 日本仮想通貨交換業協会

以上